（別紙１）

犬山市就労移住支援金の交付申請に関する誓約事項

※確認した誓約事項のチェック欄にレ点を付けてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 誓　約　事　項 | チェック欄 |
| １　犬山市就労移住支援事業に関する報告及び立入調査について愛知県及び犬山市から求められた場合には、それに応じます。 | □ |
| ２　以下の場合には、犬山市就労移住支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。 | □ |
| (1)　虚偽の申請その他の不正な行為等により支援金の交付決定を受けたことが明らかになった場合：全額 | □ |
| (2)　支援金の申請日から３年未満に犬山市から転出した場合：全額 | □ |
| (3)　支援金の申請日から１年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額 | □ |
| (4)　就業場所が、申請日から１年以内に犬山市外へと変更となった場合：全額 | □ |
| (5)　愛知県が実施するあいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく「起業支援金」の交付決定を取り消された場合：全額 | □ |
| (6)　支援金の申請日から３年以上５年以内に犬山市から転出した場合：半額 | □ |
| ３　支援金の返還にあたり、支援金を受領した日から返還金を納付した日までの日数に応じ、犬山市補助金等交付規則に基づき計算した加算金を請求された場合は、これを納付します。  　　また、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、犬山市補助金等交付規則に基づき計算した遅延利息を請求された場合は、これを納付します。 | □ |

　上記の事項について、これを遵守することを誓約します。

　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　署名欄：